

北海道大学における「謝金雇用」から 非正規職員への切り替えに関する緊急声明

北海道大学は、謝金雇用に関する社会保険庁の調査・勧告にもとづき、謝金雇用者を非正規職員へ切り替えるなどの措置をとるものと思われまます。この処置に従って工学研究科は、謝金雇用者に対して12月14日までにその手続きを行うよう強く指導し、1月1日から非正規職員へ切り替えるとしています。切り替える際の労働条件は、(1)1日6時間で週30時間の勤務（場合によっては1日8時間・週40時間勤務もあり得る）、(2)雇用期間は3年、(3)社会保険に加入、(4)交通費支給、です（11月29日開催の工学研究科における説明会より）。

そもそも謝金雇用は、正規職員数の大幅な削減、非正規職員を採用する場合の一定の人数制限、しかも8時間雇用者の減少と6時間雇用者の増加、雇用期間3年の期限つきという北海道大学の人事政策が徹底するに依り、それへの対応策として多くの研究室がやむを得ず選択した雇用形態でした。つまり謝金雇用は北海道大学の人事政策で生まれてきた形態です。

この切り替えにおける最大の問題は、「3年期限の適用」です。そのため、謝金雇用者本人や該当する研究室の教員から、「突然3年期限に切り替えると言われてもその後の生活の見通しが立たない」「3年期限では研究室の運営に支障が出る」などの声が強く出ています。また、工学研究科では手続き締切りとされた12月14日まで時間的な余裕がなく、必ずしも十分な説明もないままに選択が強制されているため、大きな不安と混乱が生じています。

北海道大学教職員組合はこれまでも非正規職員（契約職員・短時間勤務職員）の雇用3年期限撤廃を要求してきましたが、特に今回の謝金雇用から非正規職員への切り替えにあたり北海道大学に以下の3点を強く求めます。

要求項目

- (1) 謝金雇用から非正規職員に切り替えるにあたっては、仕事の内容・実態、謝金雇用者と関連教員の要望などを勘案して契約職員または短時間勤務職員とし、かつ雇用期間3年の期限をつけないこと。
- (2) 謝金雇用から非正規職員への切り替えにあたっては、十分な説明のもと、慎重な選択を保証する手だてをとって、謝金雇用者と関連教員の不安、混乱を回避すること。
- (3) すべての非正規職員（契約職員・短時間勤務職員）の雇用3年期限を撤廃すること。

2007年12月11日

北海道大学教職員組合